

## 【協議事項】

### 自家用有償旅客運送「ごかぐるま」の更新登録について

令和5年1月に運行を開始した五家荘地域の自家用有償旅客運送「ごかぐるま」について、登録の有効期限が令和6年12月31日をもって満了することから、更新登録の手続きを行います。

つきましては、国土交通省九州運輸局熊本運輸支局へ更新登録の手続きを行うため、同意をいただくものです。また、更新登録の手続きについては事務局へご一任ください。

※登録の有効期間を更新するもので、別添の実施計画に変更はありません。

なお、道路運送法第七十九条の五第一号の規定により、更新後の有効期間は3年間です。

現行の有効期間：令和6年12月31日（火）まで



更新後の有効期間：令和9年12月31日（金）まで（予定）

【参考】関係法令：道路運送法（抜粋）

（登録）

第七十九条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

（登録の有効期間）

第七十九条の五 第七十九条の登録の有効期間は、登録の日から起算して二年とする。ただし、次の号に掲げる場合については、それぞれ当該各号に当該各号に定める期間とする。

一 次条第一項の有効期間において次のイからハまでのいずれにも該当する場合 三年

（有効期間の更新の登録）

第七十九条の六 第七十九条の登録の有効期間満了の後引き続き自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の行う有効期間の更新の登録を受けなければならない。

**八代市五家荘地域自家用有償旅客運送実施計画**

<b>実施主体</b>	一般社団法人五家荘地域プロジェクト												
<b>運行形態</b>	事業の種類（許認可区分）：自家用有償旅客運送（登録） ー交通空白地有償運送（運行する区域を定めるもの） （道路運送法第78条、道路運送法施行規則第51条の一）												
<b>運行区域</b>	八代市泉町五家荘地域全域を運行区域とする <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <tr> <th style="width: 20%;">地域名</th> <th>運行区域（対象範囲）</th> </tr> <tr> <td>五家荘地域</td> <td>西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木</td> </tr> </table> ※バス停・駅・病院・店舗等を区域外の乗降場所（目的地）とする	地域名	運行区域（対象範囲）	五家荘地域	西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木								
地域名	運行区域（対象範囲）												
五家荘地域	西の岩・黒原、久連子、椎原、小原、下樅木 上樅木、板木、保口、葉木、朴の木												
<b>運行方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予約があった時のみ運行し、予約に応じて運行ルートを設定する</li> <li>・区域内はフリー乗降</li> <li>・区域外への運行は、行先を以下の3方面に分け、1運行日につき1方面の運行とする                         <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 八代市・氷川町方面</li> <li>2. 五木村・人吉市方面</li> <li>3. 美里町・甲佐町方面</li> </ol> </li> </ul>												
<b>運行日 運休日 運行便数 運行時間</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運行日：月曜日から金曜日までの週5日 ※運行事業者にて月ごとに各方面の運行スケジュールを定める</li> <li>・運休日：12月29日～1月4日（7日間）</li> <li>・運行便数：区域外 1日2便（上り1便、下り1便）</li> </ul> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <th colspan="3" style="text-align: center;">運行時間帯（区域外）</th> </tr> <tr> <th style="width: 10%;"></th> <th style="width: 40%;">上り（午前）</th> <th style="width: 50%;">下り（午後）</th> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1便</td> <td style="text-align: center;">区域内 → 区域外</td> <td style="text-align: center;">区域外 → 区域内</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">目安</td> <td style="text-align: center;">9時頃目的地着</td> <td style="text-align: center;">13時頃目的地発</td> </tr> </table>	運行時間帯（区域外）				上り（午前）	下り（午後）	1便	区域内 → 区域外	区域外 → 区域内	目安	9時頃目的地着	13時頃目的地発
運行時間帯（区域外）													
	上り（午前）	下り（午後）											
1便	区域内 → 区域外	区域外 → 区域内											
目安	9時頃目的地着	13時頃目的地発											

<b>利用方法</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前予約制（行きの予約時に帰りの予約も可能）</li> <li>・ 予約の受付は運行事業者が行う</li> <li>※受付時間は運行日の前日正午まで</li> </ul>
<b>旅客の範囲</b>	旅客の範囲に制限は設けない
<b>使用する自動車</b>	<p>運行事業者が使用権原を有している※自家用自動車</p> <p>※車両の故障・定員オーバーによる追走等の場合には、個人やその他企業等が使用者となる車両（以下、「持込み車両」）の使用も想定される。持込み車両を使用する場合は、運行事業者がその車両の使用権原を有している必要があるため、使用者と使用承諾書等を交わした上で使用する。</p>
<b>運行管理 整備管理 の体制</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 運行管理責任者及び整備管理責任者を選任する</li> <li>・ 運行管理・整備に係る指揮命令系統及び事故処理連絡体制を構築する</li> </ul>
<b>運転者の 資格要件</b>	<p>運転者として、次のいずれかの要件を満たした者を選任する</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 2種運転免許保有者</li> <li>2. 1種運転免許保有※+交通空白地有償運送等運転者講習受講者</li> </ol> <p>※当該効力が、運転者として選任される日から遡って2年以内に停止された者を除く。</p>
<b>旅客から收受 する対価</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域内：定額制    1回250円</li> <li>・ 地域外：定額制    1回1,000円</li> </ul>